

元利金の送金請求を受けたときは、通常の元利払手続きのほか次の手続きをする。

- ⇒ 210 参照・無記名国債証券の元利払
 223 参照・登録国債の元利金の支払
 232 参照・記名国債証券の元利金の支払

事 務 手 順	取 扱 要 領
①国債元利金送金請求書の受理	<p>○ 送金請求書またはこれに準ずる書面を提出させる。</p> <p>● 送金されたい旨の文言が記載されている書面であれば、送金請求書に準ずる書面として取扱ってよい。</p> <p>* このほか、課税事務を行うにあたり必要な取扱をする。 (参考【課税手続】311、313、314等)</p> <div data-bbox="1204 831 1396 927" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">送金請求書 記載例参照</div>
②送金費用など	<p>○ 送金費用は請求者の負担とし、元利金支払額（利子は税差引額）から送金費用を差引く。</p> <p>○ 送金額の明細を記載した適宜の送付書を添えて送金する。</p> <div data-bbox="1204 1171 1396 1267" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">送 付 書 記載例参照</div>
③送金方法	<p>○ 請求者が指定しているときはその方法により、指定していないときは現金書留など確実な方法による。</p>

送金請求書・送付書の記載例

〔設例〕 利付国庫債券（20年）第57回 100万円券の利札2枚
 所得税率15.315%、地方税率5%
 利子額19,000円－税額3,858円＝税引額15,142円
 (9,500円×2枚) 〔所得税1,454円×2枚〕 (7,571円×2枚)
 地方税 475円×2枚

書式No.322

注意 送金途中の危険は請求者の負担とする。

⑤

国債元利金送金請求書

(日付) 2.4.10

〇〇銀行〇〇支店

御中
 〒××××-××××
 住所 東京都〇〇市△△町1-1

氏名 甲野太郎 印

下記国債元利金を送金費用差し引きのうえ、上記あて送金して下さい。

元 金		円	(該当事項を○で囲むこと)
利 子	19,000	円	1.送金方法 局 払 郵 便 為 替 ○ 現 金 書 留 その他 (具体的に記載すること) ①
合 計	19,000	円	2.税区分 居 住 者 内 国 法 人 その他 (具体的に記載すること) ②

③

支払額	15,142
送金費用	519
送金額	14,623

2.4.14 ④
送金済

⑥

国債利子送付書

(日付) 2.4.14

甲野太郎殿

〇〇銀行〇〇支店

貴殿ご請求の国債利子について下記のとおり送付します。

記

利子額	19,000 円	
所得税	2,908 円	⑦
地方税	950 円	
送金費用	519 円	
差引送金額	14,623 円	}

書留料 435 円
郵便料 84 円

- ① 送金方法の指定。
- ② 適宜使用してよい。
- ③ 送金額の明細を記載する。
- ④ 送金日付を表示し、「送金済」の旨を記載する。
- ⑤ 書留郵便物受領証など送金関係書類とともに支払票に添付して保管（保管期間5年）する。
- ⑥ 国債元利金支払計算書に送金額の明細を記載し、送付書に代用してよい。
- ⑦ 復興特別所得税を含む金額を記載する。
 * このほか、課税事務にかかる事項を適宜の方法により記載することとしてよい。
 (参考【課税手続】311、313)